

## 太田市介護サービス相談員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護サービスの利用者等の相談に応じるための太田市介護サービス相談員（以下「相談員」という。）の登録を行い、必要に応じてサービス事業所等に相談員を派遣することにより、介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、太田市とする。

### (事業内容)

第3条 この事業は、あらかじめ登録された相談員を、必要に応じて市内の介護サービス提供事業所や介護サービス利用者の自宅へ派遣し、介護サービス利用者等の疑問や不安を解消するための相談に応じることを内容とする。

### (相談員)

第4条 相談員は、別に定める研修を受けた者であって、事業活動の実施にふさわしい人格と熱意を有するものを登録する。

2 相談員は、22人以内とする。

### (業務)

第5条 相談員は、次の業務を行う。

- (1) 介護サービスの円滑な提供に資するための相談に関すること。
- (2) 介護保険制度の正しい理解と普及に関すること。
- (3) 必要に応じて関係機関、サービス事業者等への提案や意見を述べること。
- (4) 活動状況についての報告に関すること。

### (守秘義務)

第6条 相談員は、職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (任期)

第7条 相談員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (解任)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、相談員の登録を抹消することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があるとき。
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反したとき。
- (3) 相談員としてふさわしくない行為のあったとき。
- (4) 本人から申出のあったとき。

### (事務局)

第9条 事務局は、介護保険事業を主管する課に置き次の業務を行う。

- (1) 相談員活動を総括し支援すること。
- (2) 相談員の連絡会議を開催し、その活動状況について報告を受けること。

### (その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年年4月1日から施行する。